

## 政府官報

### 南アフリカ共和国

第486巻 ケープタウン 2005年12月9日 第28319号

### 大統領府

No. 1203

2005 年 12

月9日

大統領が以下の法律を承認したことをここに通知する。本法は一般情報としてここに公示する。

### 2005年法律第20号:2005年特許改正法

一般的な注釈:

角括弧内の太字の部分は、現行法からの削除を示している。

実線で下線が引かれた部分は、現行法への挿入を示している。

(大統領署名の英文テキスト)

(2005年12月7日承認)

### 法律

南アフリカ共和国議会は、

1978年特許法を修正し、特定の定義の挿入、特許出願者に対する在来生物資源、遺伝資源又は伝統的な知識若しくは利用法が発明において果たす役割に関する情報の提供の義務付け、及びそれらに関する事項について定めるため、

以下のとおり制定する。

原文タイトル: Patents Amendment No. 25 of 2005.

原文リンク:

<https://s3.amazonaws.com/km.documents.attachments/a323/73a1/fa7648646b2c74ac8c1a84c5?AWSAccessKeyId=AKIAI7FAKFTLBEQGAN3Q&Expires=1526975354&response-content-disposition=inline%3B%20filename%3D%22msr-abs-za2-en.pdf%22&response-content-type=application%2Fpdf&Signature=VGIpqo%2Be%2B0ajDmt0TSr8N1Spus4%3D>

(最終アクセス日:平成 30 年 5 月 22 日)

1988年法律第76号第1条、1996年法律第49号第1条、及び1997年法律第38号第27条による修正に合わせた1978年法律第57号第2条の修正

(a)すべての在来遺伝素材、又は

(b)すべての在来種の遺伝的可能性若しくは性質

「在来遺伝資源」とは、国家環境管理生物多様性法第1条に定義された在来生物資源をいう。

……

在来生物資源又は遺伝資源の利用に関して地域社会が有している……

「伝統的利用」とは、……の方法又は目的をいう

1997年法律第38号第33条の修正に合わせた1978年法律第57号第30条の修正

2. 元の法律の第30条について、第3項の後に以下の項を挿入することによって変更する。

「(3A) 完全な発明明細書を添えて特許を出願したいずれの出願人も、出願が受理される前に、所定の方法により、保護を求める発明が在来生物資源、遺伝資源、又は伝統的な知識若しくは利用法に基づくもの又は由来するものであるか否かを記した陳述書を登録官に提出する。

(3B) 保護を求める発明が在来生物資源、遺伝資源、又は伝統的な知識若しくは利用法に基づくもの又は由来するものであると認める陳述書を出願人が提出する場合、登録官は出願人に対し、所定の方法により、在来生物資源、遺伝資源、又は伝統的な知識若しくは利用法を活用する権利又は権限が出願人に与えられていることを証明する証拠を提供するよう出願人に要請する。」

2002年法律第58号第12条の修正に合わせた1978年法律第57号第61条の修正

3. 元の法律の第61条について、第1項(g)号を以下の号と入れ替えることによって修正する。

「(g) 特許出願に関連して提出される所定の宣誓書又は第30条(3A)に関連して提出される陳述書に、特許権者が[宣誓]陳述又は申立てをした時点で虚偽であることを知っていたか当然知っていたはずの重大な虚偽の陳述又は申立てが含まれていること」

#### 略称及び発効日

4. 本法は、2005年特許改正法と称し、大統領が官報公告により定める日に発効する。